○ 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)

第百八十五条の十四第二項の規定による延滞金	課徴金及び同法第百八十五条の十四第二項の規定による延滞金
よる変更後のものを含む。)により納付を命じた課徴金及び同法	第七項の規定による変更後のものを含む。)により納付を命じた
第一項又は第二項の決定(同法第百八十五条の八第五項の規定に	第一項から第五項までの決定(同法第百八十五条の八第六項又は
七 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百八十五条の七	- 七 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百八十五条の七
一~六 (略)	一一一个六 (略)
に掲げる徴収金とする。	に掲げる徴収金とする。
第三条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める徴収金は、次	第三条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める徴収金は、次
(罰金等に類する適用除外の課徴金)	(罰金等に類する適用除外の課徴金)
現行	改正案